

## 離島地域等看護小規模多機能型介護事業所等モデル導入検討支援業務に関する公募型プログラム実施要領

### 1. 業務の概要

#### (1) 目的

沖縄県は島しょ県であり、中核市から離島小規模な町村まで地理的・経済的・社会的な特性が多様な状況にある。地域包括ケアシステムは、全国統一の形態が存在するわけではなく、地域ごとに異なる仕組みを、どのようなアプローチで進めていくか課題となっている。また、各市町村において、地域特性に応じた自律的な取組みが重要となるが、限られた人員と予算の中で、こうした個別性の高い課題に関する取組みは大きな負担となっている。

離島地域（沖縄本島周辺離島町村など）及び山村地域（北部3村）では、医療・介護サービス提供に関する社会的資源が乏しく、また過疎化と後期高齢化の状況にあることから、在宅医療介護連携や地域づくりなどによる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みが、他の市町村と比べて大変厳しい状況に置かれている。

こうした特殊性について、市町村単位での努力だけでは限界があることから、在宅医療介護連携という観点から、「離島地域等における医療介護サービス提供体制のあり方」に関する検討事業を行い、全ての離島町村等において参照できるモデルを整え、第8期以降の介護保険事業計画の策定に向けての技術的な支援を図る必要がある。

以上から、離島地域等の特性に応じて自律的に離島町村等が、自らの地域をデザインし、自ら地域のマネジメントを実践していく態勢の構築に向けて、県として側面的かつ伴走者として「高齢社会における島しょ県“おきなわ”の地域づくり」を目指した市町村総合支援を図るためのものである。

#### (2) 業務名

離島地域等看護小規模多機能型介護事業所等モデル導入検討支援等業務（以下「本業務」という。）

#### (3) 業務の内容

- 1) 県下13離島町村及び北部3村（国頭村、大宜味村、東村）における医療・介護サービス資源に関する多様性や利用可能性に関して、医療・介護レセプトデータ分析や人口動態分析（死亡場所等を含む。）などの定量的分析と、県が指定するモデル2町村（以下「モデル町村」という。）に対するヒアリング等による定性分析を総合的に実施し、離島・山村地域における構造的特性を整理すること。
- 2) モデル町村における医療・介護サービス資源に関する利用状況や事業運営状況等の定量的分析を行い、離島地域等における資源モデル導入可能性を検討し、こ

れを整理した上でモデル町村に説明と適切な助言をすること。

- 3) 離島町村等が参照できる「離島地域等における地域包括ケアシステム資源モデル」を整理し、これを離島町村等に対して周知し、技術的な助言をすること。

#### (4) 業務の期間

契約の締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### 2. 業務に要する費用（予定価格）

¥4,500 千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

なお、参考見積書の金額が、予定価格を超過した場合には失格とする。

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県より入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 直近 5 年間（平成 26 年度から平成 30 年度まで）において、下記の全ての業務等を直接責任により実施し、これを適格に完了した者であること。
  - 1) 厚生労働省老人保健健康増進等事業において「看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営実態に関する調査研究テーマ」、「訪問看護における地域連携のあり方に関する調査研究テーマ」及び「有床診療所の通所機能・宿泊機能を活かした介護サービスのあり方等に関する調査研究テーマ」にかかる採択の実績があること。
  - 2) 都道府県が実施した地域包括ケアシステムの構築に関する市町村モデルにかかる構築支援業務（以下「市町村モデル」という。）として、市町村の現状及び課題分析に関する調査業務から、市町村モデル構築及びフォローアップまでの構築支援業務を複数年度にわたり、市町村モデル構築プロジェクト業務として受託した実績があること。また、沖縄県においても、類似業務の受託実績があること。

#### 4. 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類及び必要部数(①及び②のアからキまでは、原本1部、副本4部とする。)

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式1) 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等

- ア 会社概要(様式2)
- イ 業務実績調書(様式3)
- ウ 業務責任者の経歴及び実績等調書(様式4)
- エ 実施体制表(任意様式)

但し、各業務における従事者の役割、専門分野、資格、業務実績(業務概要、発注者、当該技術者の担当内容)などを簡潔明瞭に記載すること。

- オ 業務スケジュール(任意様式)
- カ 企画提案書(任意様式)

但し、企画提案書は「離島地域等看護小規模多機能型介護事業所等モデル導入検討支援等業務委託仕様書(別紙)」の「4 業務内容」に記載の各項目について、提案の概要を簡潔明瞭に記入すること。

- 企画提案書には、事業者名は記入しないこと。
- ページ数は、表紙・目次を除き10ページ以内で簡潔明瞭に記載すること。
- 用紙規格は、A4版縦長。
- モノクロ、カラーは問わない。

- キ 参考見積書(任意様式)

- 事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるよう項目ごとに記載すること。

- ク 印鑑証明書(提案時点で発行から3か月以内のもの\_原本1部)
- ケ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(印鑑証明書と同じ取扱い。)
- コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(印鑑証明書と同じ取扱い。)
- サ 誓約書(様式5\_原本1部)

(2) 提出期限

平成31年3月15日(金)15時00分までに必着とする。

#### 5. 審査の方法

(1) 審査

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者を選考し、参加資格に関する審査をもって提案を特定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は全ての提案者に電子メール及び郵送により通知する。

## 6. 審査の基準及び配点

このプロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査します。

	審査項目	審査基準	配点
1	信 頼 性 実 務 能 力	○本業務を確実に遂行できると判断される十分な実績を有しているか。 ・厚労省老健事業での採択テーマと本業務との関連性 ・都道府県での受託実績と本業務との関連性	35
2	目 的 適 合 性 実 現 可 能 性	○本業務の目的及び内容等を理解し、これを実現するための必要かつ十分な提案となっているか。	35
3	業 務 支 援 実 施 体 制	○本業務を円滑に遂行するための必要なスタッフの確保ができているか。 ○本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	25
4	見 積 積 算 額	○予定価格に対する見積金額の妥当性 ・予定価格を超えた場合は、失格となる。	5
(合計)			100

※ 総得点が上位であっても、個別の審査項目が平均以下と認められた場合には、受託候補者に該当しないものとする。また、個別の審査項目（見積積算額を除く。）のうち、一つでも零点があった場合には失格とする。

## 7. 日程

公 示	平成 31 年 3 月 8 日（金） 10 時 00 分
企画提案書等受付締切	平成 31 年 3 月 15 日（金） 15 時 00 分
審 査	平成 31 年 3 月 18 日（月）から 20 日（水）まで
審 査 結 果	平成 31 年 3 月 22 日（金）
契 約 締 結	平成 31 年 4 月上旬

## 8. 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に適合しない場合。
- (2) 提案書等提出期限後に、参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (4) 参考見積書のコル額が、この実施要項で提示した予定価格を超過したものの。

## 9. 契約

受託候補者を特定した後、随意契約に関する協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の締結手続きを行うものとする。

なお、特定された者は、改めて見積書を提出するものとする。

## 10. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類の虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提案者は、このプロポーザルの参加に伴う一切の経費を負担する。
- (5) 提出された「実施体制表」の配置予定の責任者及び担当者の変更は原則不可。

## 11. 留意事項

本手続は、平成 31 年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、この当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないものとする。

### 【提出先及びお問い合わせ先】

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

沖縄県泉崎 1-2-2

TEL 098-866-2214

介護企画班 担当（中川）

[E-mail\\_nakagawt@pref.okinawa.lg.jp](mailto:E-mail_nakagawt@pref.okinawa.lg.jp)